

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月8日
【計算期間】	第13特定期間（自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日）
【ファンド名】	D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、実質的に外国債券および国内株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ②当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。
- ③当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
- ④当ファンドの信託金の限度額は、3,000億円とします。
ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



外国債券と国内株式に分散投資をすることで資産分散効果と通貨分散効果が期待できます。

各資産(各マザーファンド)への基本配分比率は、原則として以下の通りとします。

**外国債券(高金利国のソブリン債券)
(高金利ソブリン・マザーファンド)**

…純資産総額の70%

**国内株式(日経平均株価(日経225))
(日経225インデックスファンド・マザーファンド)**

…純資産総額の30%

※当ファンドは実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。



(2013年2月末時点)

※上記比率は各マザーファンドへの基本配分比率です。

※ただし、時価の変動などにより各マザーファンドの時価構成比が基本配分比率から乖離した場合には、原則として定期的に基本配分比率に修正します。また、市場動向等を勘案し、基本配分比率を変更する場合があります。



毎月分配をめざします。

毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、経費控除後の利子、配当等収益および売買益(評価益を含む。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行います。

収益分配のイメージ



●「分配金受取コース」

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

●「分配金自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税引後、自動的に無手数料で再投資されます。

・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

投資信託の収益分配金に関する説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

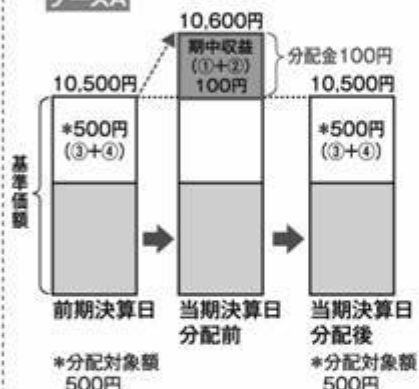
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

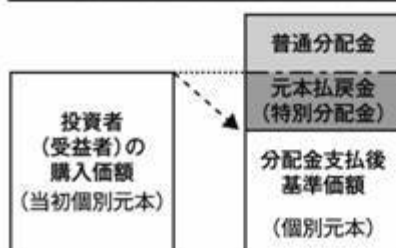
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



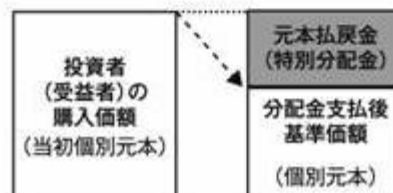
普通分配金

元本払戻金（特別分配金）

：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「内外」とは目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券)資産配分固 定型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））に分類されます。

※決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

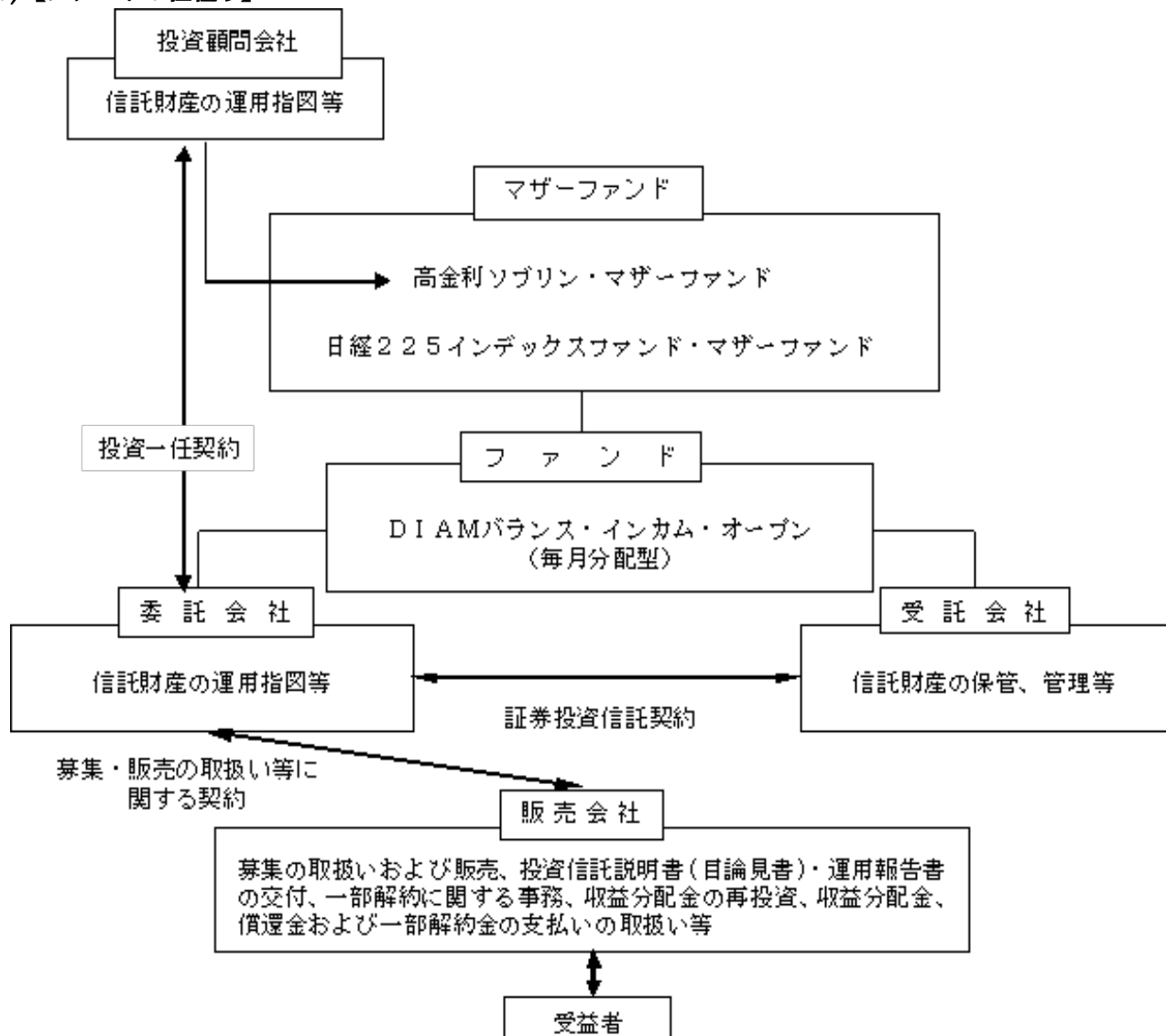
ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年9月28日

信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

②受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

④投資顧問会社：DIAM International Ltd

委託会社との投資一任契約に基づき、高金利ソブリン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

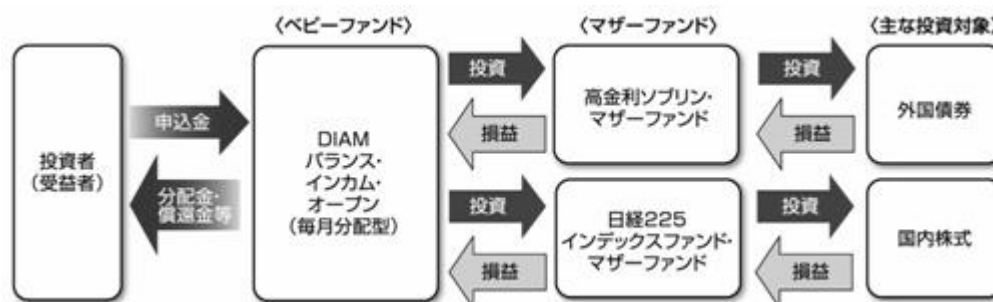
・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（DIAM International Ltd）の間においては、高金利ソブリン・マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結しております。当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものであります。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部を各マザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用を各マザーファンドにて行います。



○委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

①資本金の額

20億円（平成25年2月28日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日 会社設立

平成10年 3月 31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年 12月 1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年 10月 1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年 1月 1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（平成25年2月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

実質的に外国債券および国内株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

<投資対象>

高金利ソブリン・マザーファンド受益証券および日経225インデックスファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ① 高金利ソブリン・マザーファンドを通じて外国債券に、日経225インデックスファンド・マザーファンドを通じて国内株式にそれぞれ投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資に当たっては、委託会社が独自に定める基本配分比率に従い配分するものとします。なお、時価の変動等により各マザーファンドの時価構成比が基本配分比率から乖離した場合には、原則として定期的に基本配分比率に修正するものとします。
- ③ 基本配分比率は、市場動向等を勘案し、変更する場合があります。
- ④ 市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24

条、第25条および第26条に定めるものに限りします。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された高金利ソブリン・マザーファンドおよび日経225インデックスファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から12.の証券または証書の性質を有するものの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

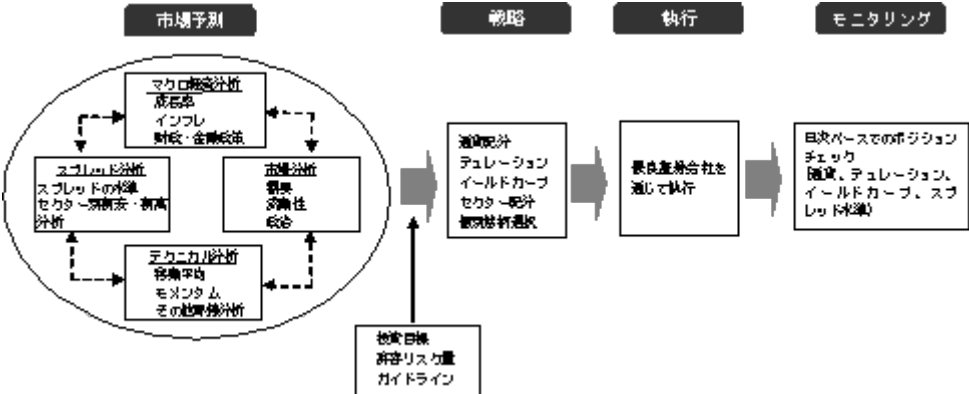
③金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資するマザーファンドの概要

ファンド名	高金利ソブリン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。
主な投資対象	高金利国のソブリン債券 ^{※1} を主要投資対象とします。
投資態度	■景気・金利・為替動向、財政・金融政策を中心としたファンダメンタルズ分析に基づき、投資対象銘柄の発行規模やポートフォリオの地域分散を考慮した上で、主として高金利国のソブリン債券^{※1}に投資し、収益を追求します。なお、組入対象国および国別配分は特に限定しません。 ※1 ソブリン債券とは、各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関債券も含まれます。 ■当初債券組入れ時において、A-/A3格以上^{※2}の債券に投資対象とします。 ※2 格付機関はMoody's社またはS&P社とし、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けとします。 ■運用指図に関する権限は、DIAM International Ltdに委託します。 ■外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

運用プロセス	①地域配分（通貨アロケーション）の決定 各国の金利はその国の名目経済成長率と密接な関係があるため、経済分析を中心に、名目経済成長率のサイクルとリスク・プレミアムがピークに近いと判断される国に注目します。これらの国の実体経済、財政政策、金融政策等のファンダメンタルズ分析をもとに、為替リスク、金利リスク、信用リスクを判断し、リスクの相対的に小さな国に重点投資します。 ②投資銘柄の決定 当該国のイールドカーブの形状や銘柄毎の流動性を勘案した上で銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築します。 ③リスク管理とモニタリング ・日次で、保有債券の спреッドや信用格付けをモニターすると同時に、保有国に関するニュースのフォロー、およびマクロ経済分析を実施いたします。（ファンドマネジャー） ・週次で、ポートフォリオのリスク量や寄与度分析等を中心に、パフォーマンス評価を実施します。（ミドル・オフィサー） ・月次で、コンプライアンス・オフィサーが運用ガイドライン等の契約項目をチェックします。  ※上記は、平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資には、制限を設けません。

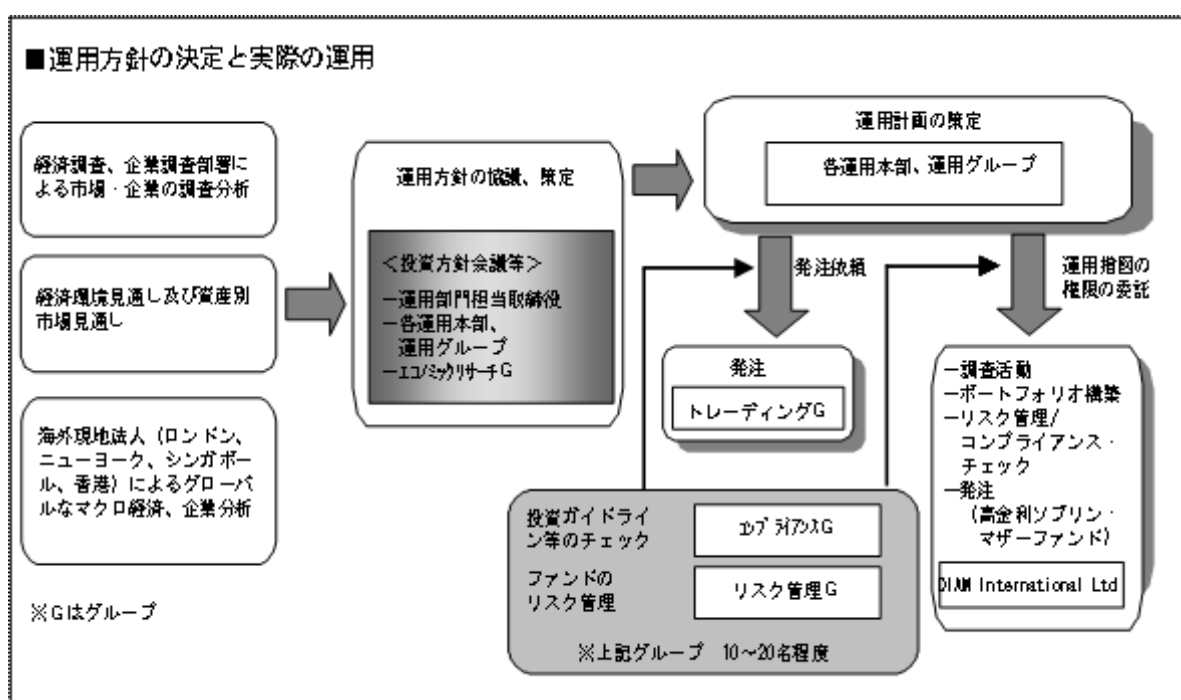
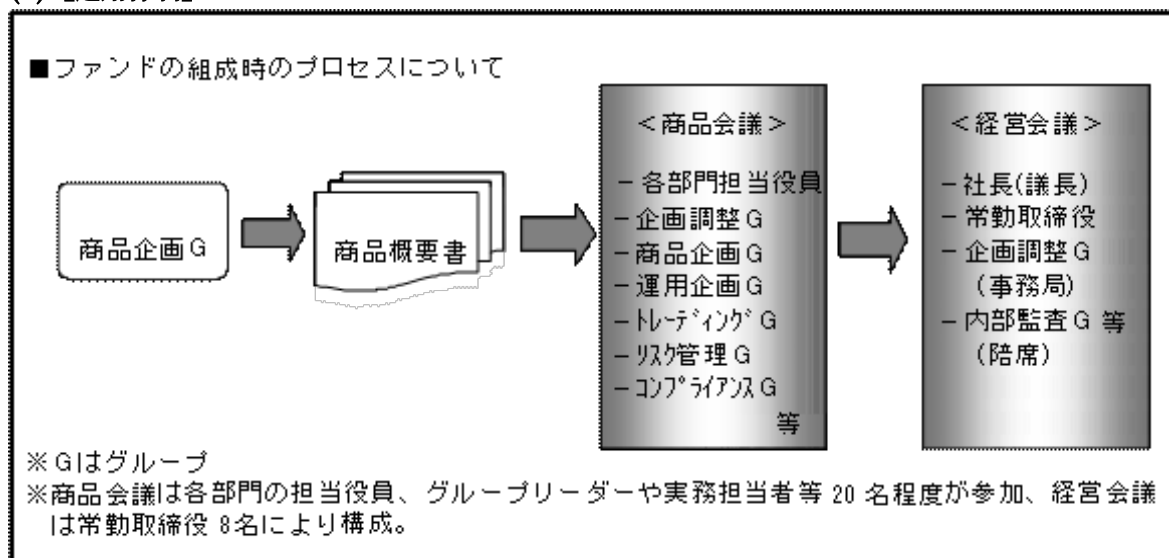
ファンド名	日経225インデックスファンド・マザーファンド
-------	-------------------------

基本方針	この投資信託は、日経平均株価（日経225）^{（注）}に連動する投資成果をめざして運用を行います。 （注）日経平均株価 「日経平均」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均」の運営を委託しています。「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。 当ファンドは、D I A Mアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用及び当ファンド受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	■株式については、原則として日経平均株価（日経225）採用銘柄の中から200銘柄以上[※]に等株数投資します。 ※一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。 ■株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。 ■株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。 ■非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ■国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
運用プロセス	①原則として、日経225採用銘柄の中から200銘柄以上[※]に等株数投資を行います。 ※一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。 ②株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。 ③資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引等を積極的に活用して、日経225との連動性の向上を図ります。 ※当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価（日経225）との間に若干の乖離を生じることがあります。 <pre> graph TD A[ベンチマーク構成銘柄] --> B[ユニバース] B --> C[売買執行] C --> D[ポートフォリオ] D --> E[リスク管理 日次・月次モニタリング] E --> A </pre> ・原則として日経平均株価採用銘柄の中から200銘柄以上に等株投資を行います。 ・信用リスクが高いと判断される一部の銘柄を除外することにより、執行リスク等を避けます。 ・株式組入比率は、現物株式と株価指数先物を組み合わせて100%に限りなく近づけるように、日々、ポジション調整を行ないます。 ・日中の価格変動に対しては、弊社独自開発のシステムにより個別株式毎およびポートフォリオ全体のトラッキング状況、先物組入れによるベースス変動による影響をチェックできる体制を整えています。 ※上記は、平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
--------	--

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

＜ファンドの組成時のプロセスについて＞

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

＜運用方針の決定と実際の運用＞

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミクリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。

なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループまたは、運用指図権限を委託した外部投資顧問会社で執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

○高金利ソブリン・マザーファンドの運用指図の委託先の運用体制は以下の通りです。

・DIAM International Ltdの運用体制

高金利ソブリン・マザーファンドについては、信託財産の運用指図に関する権限をDIAM International Ltdに委託します。

①運用体制



②運用プロセス	①情報収集・分析 - 投資対象国・地域のマクロ経済分析や対象資産に関する情報分析や市場分析を行います。その際、DIAM International Ltd内の他の運用チームの運用担当者とも随時議論を行います。 ②投資方針の決定 - CIOを含む全運用チームの運用担当者が出席する月次の投資方針会議で市場環境見通しやそれぞれの市場の分析結果を議論し、DIAM International Ltdとしての投資方針のすり合わせを行います。 - それぞれの運用チームごとに週次の運用戦略会議を開催し、新しい情報や投資アイデアについて議論をし、具体的な運用戦略を決定します。 ③ポートフォリオの構築 - 月次の投資方針会議や週次の運用戦略会議での議論を踏まえ、運用担当者がポートフォリオを構築します。運用対象となる銘柄の執行については基本的にはそれぞれの運用担当者が自ら行います。 - 運用担当者は使用するポートフォリオ・マネジメント・システムでポートフォリオのリスク量やその変化をリアルタイムで把握することができる体制となっています。 ④運用モニタリング - 運用ガイドラインチェックは運用部門からは独立したコンプライアンスチームによってシステムを用いて日次で行われています。 - 同じく運用部門から独立したリスク管理チームが各ファンドのパフォーマンス評価や各種リスクのモニタリングを行っており、週次で開催されるモニタリング会議で報告されています。
---------	---

※運用体制は、平成25年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

月1回の決算時（原則として毎月8日。休業日の場合は翌営業日。）に下記に基づき収益分配を行います。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当等収益および売買益（評価益を含む。）等の全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3)留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当

該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3. 上記1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ⑤ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）
- ⑧ 投資する株式等の範囲（約款第20条）
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式、および新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指

図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第27条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図および範囲（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯資金の借入れ（約款第36条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部

につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

⑱デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

○資産配分リスク

各資産（外国債券、国内株式）の資産配分比率は、基本資産配分比率に準じ、原則として定期的に見直しを行い、その変動を抑えます。

この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○債券投資リスク

当ファンドでは実質的に債券に投資します。債券には、一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 信用リスク

信用リスクとは、債券の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債券の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

○株式投資リスク

当ファンドでは実質的に株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 株価変動リスク

株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2) 信用リスク

株式の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式の価格は下落し、当ファンドの基準価額は下がる要因となります。

○為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

○流動性リスク

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい株式、債券等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する要因となる場合があります。

<分配金に関する留意点>

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

○注意事項

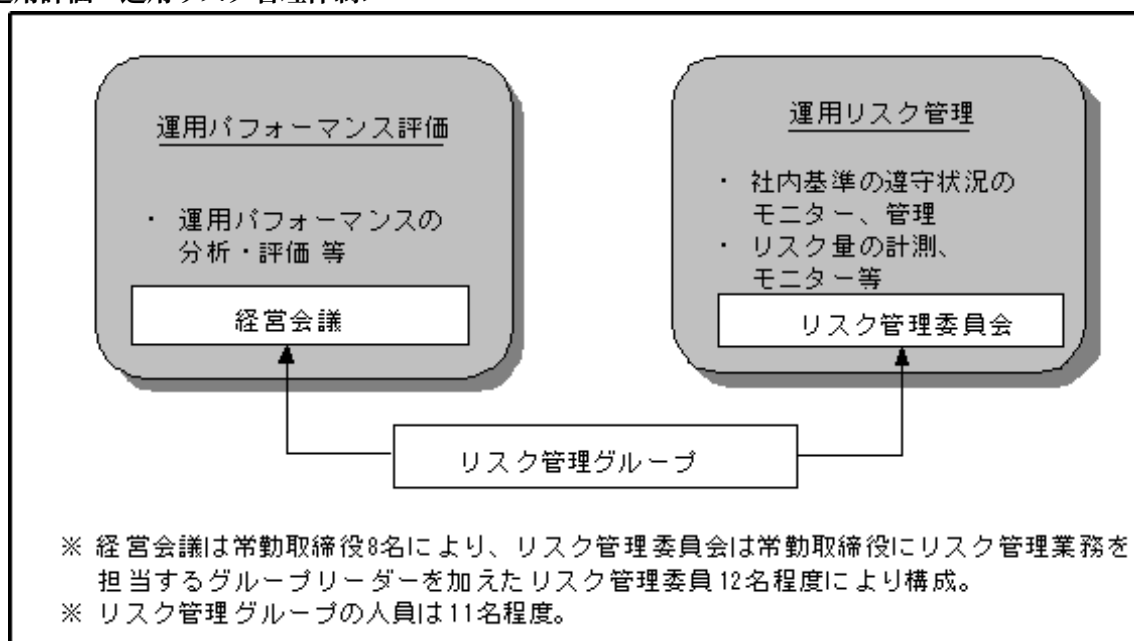
イ、当ファンドは、実質的に債券や株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ、投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ、投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ、投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

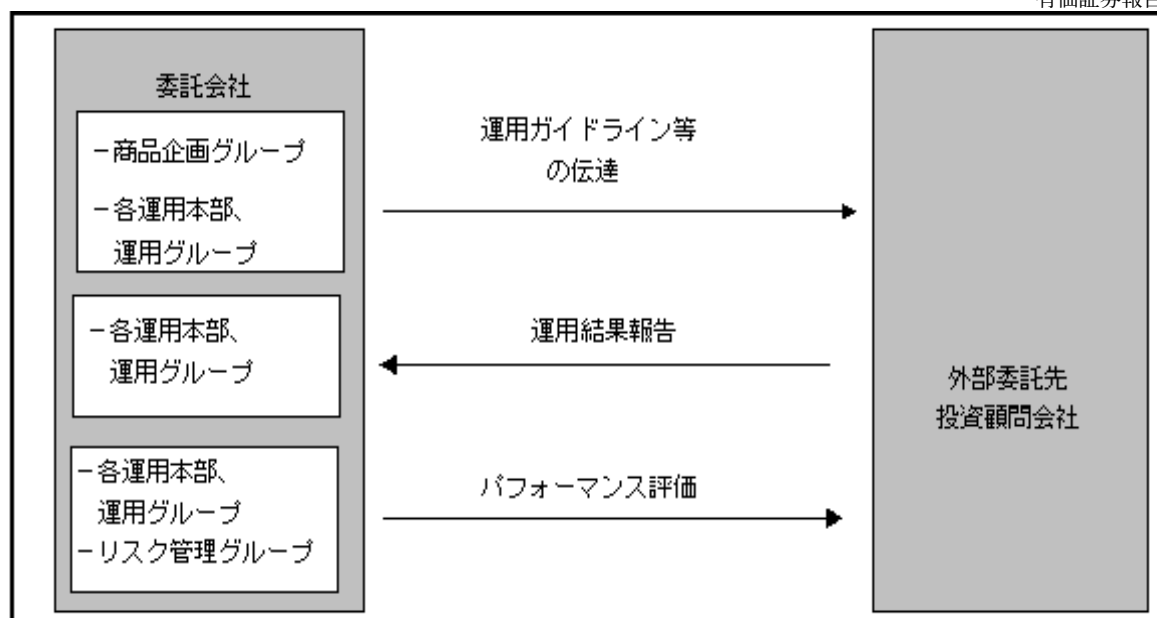
<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

<外部委託先に関する管理体制>



マザーファンドの運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

※上記体制は平成25年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
		総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%（税抜1.05%）	
毎日	信託報酬	配分	委託会社	年率0.525%（税抜0.50%）
			販売会社	年率0.525%（税抜0.50%）
			受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

※信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

※高金利ソブリン・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。その報酬額は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に対して、年率0.25%とします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

2. その他の費用

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ③ 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10.147%の税率は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 換金（解約）時および償還時

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）の税率での申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

上記10.147%の税率は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7.147%の税率は平成26年1月1日以降、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、平成25年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,008,547,509	98.81
内 日本	1,008,547,509	98.81
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,111,566	1.19
純資産総額	1,020,659,075	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

日経225インデックスファンド・マザーファンド

平成25年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,309,560,800	70.04
内 日本	2,309,560,800	70.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	988,060,268	29.96
純資産総額	3,297,621,068	100.00

その他資産の投資状況

平成25年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	977,500,000	29.64
内 日本	977,500,000	29.64

高金利ソブリン・マザーファンド

平成25年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	18,103,212,629	93.03
内 タイ	2,646,469,287	13.60
内 メキシコ	2,515,378,310	12.93
内 マレーシア	2,082,259,660	10.70
内 ポーランド	2,072,327,400	10.65
内 ニュージーランド	2,000,832,205	10.28
内 南アフリカ	1,960,872,069	10.08
内 ユーロ	1,559,748,856	8.02
内 ノルウェー	1,380,502,974	7.09
内 チェコ	1,078,029,600	5.54
内 オーストラリア	806,792,268	4.15
特殊債券	981,677,207	5.04
内 オーストラリア	981,677,207	5.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	374,616,763	1.93
純資産総額	19,459,506,599	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価及び投資比率は、当該資産の通貨で分けした地域別の内訳です。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

平成25年2月28日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	高金利ソブリン・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	588,610,627	1.2205 718,458,131	1.2000 706,332,752	— —	69.20%
2	日経225インデックスファンド・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	373,704,411	0.7813 291,975,257	0.8087 302,214,757	— —	29.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.81%
合計	98.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

日経２２５インデックスファンド・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

平成25年2月28日現在

順位	銘柄名 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	8,000	17,340.00 138,720,000	25,430.00 203,440,000	— —	6.17%
2	ファナック 日本	株式 電気機器	8,000	13,330.00 106,640,000	14,310.00 114,480,000	— —	3.47%
3	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	24,000	2,694.00 64,656,000	3,435.00 82,440,000	— —	2.50%
4	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	8,000	7,270.00 58,160,000	8,060.00 64,480,000	— —	1.96%
5	K D D I 日本	株式 情報・通信業	8,000	6,240.00 49,920,000	6,960.00 55,680,000	— —	1.69%
6	本田技研 日本	株式 輸送用機器	16,000	2,471.00 39,536,000	3,455.00 55,280,000	— —	1.68%
7	信越化学 日本	株式 化学	8,000	4,650.00 37,200,000	5,700.00 45,600,000	— —	1.38%
8	キヤノン 日本	株式 電気機器	12,000	2,572.00 30,864,000	3,365.00 40,380,000	— —	1.22%
9	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	8,000	4,090.00 32,720,000	5,010.00 40,080,000	— —	1.22%
10	武田薬品 日本	株式 医薬品	8,000	3,715.00 29,720,000	4,795.00 38,360,000	— —	1.16%
11	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,000	3,240.00 25,920,000	4,765.00 38,120,000	— —	1.16%
12	セコム 日本	株式 サービス業	8,000	4,055.00 32,440,000	4,760.00 38,080,000	— —	1.15%
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	8,000	3,565.00 28,520,000	4,300.00 34,400,000	— —	1.04%
14	エーザイ 日本	株式 医薬品	8,000	3,520.00 28,160,000	4,130.00 33,040,000	— —	1.00%
15	テ ル モ 日本	株式 精密機器	8,000	3,395.00 27,160,000	4,070.00 32,560,000	— —	0.99%
16	デンソー 日本	株式 輸送用機器	8,000	2,501.00 20,008,000	3,890.00 31,120,000	— —	0.94%
17	ダイキン工業 日本	株式 機械	8,000	2,258.00 18,064,000	3,435.00 27,480,000	— —	0.83%
18	T D K 日本	株式 電気機器	8,000	2,785.00 22,280,000	3,200.00 25,600,000	— —	0.78%
19	住友不動産 日本	株式 不動産業	8,000	2,275.00 18,200,000	3,135.00 25,080,000	— —	0.76%
20	花 王 日本	株式 化学	8,000	2,216.00 17,728,000	2,964.00 23,712,000	— —	0.72%
21	N T T データ 日本	株式 情報・通信業	80	237,900.00 19,032,000	294,300.00 23,544,000	— —	0.71%
22	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	8,000	2,282.00 18,256,000	2,925.00 23,400,000	— —	0.71%
23	電通 日本	株式 サービス業	8,000	1,839.00 14,712,000	2,884.00 23,072,000	— —	0.70%

24	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	8,000	1,873.00 14,984,000	2,844.00 22,752,000	— —	0.69%
25	セブン&アイ・HLDGS 日本	株式 小売業	8,000	2,420.00 19,360,000	2,706.00 21,648,000	— —	0.66%
26	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	16,000	956.00 15,296,000	1,330.00 21,280,000	— —	0.65%
27	トレンドマイクロ 日本	株式 情報・通信業	8,000	2,204.00 17,632,000	2,620.00 20,960,000	— —	0.64%
28	日 揮 日本	株式 建設業	8,000	2,735.00 21,880,000	2,558.00 20,464,000	— —	0.62%
29	豊田通商 日本	株式 卸売業	8,000	1,832.00 14,656,000	2,362.00 18,896,000	— —	0.57%
30	三井不動産 日本	株式 不動産業	8,000	1,714.00 13,712,000	2,358.00 18,864,000	— —	0.57%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

種類	投資比率
株式	70.04%
合計	70.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成25年2月28日現在

業種	国内/外国	投資比率
電気機器	国内	12.29%
小売業		7.99%
情報・通信業		6.21%
輸送用機器		5.46%
医薬品		5.29%
化学		4.38%
機械		3.50%
食料品		3.40%
不動産業		2.26%
建設業		2.19%
精密機器		2.11%
卸売業		2.05%
サービス業		1.94%
陸運業		1.85%
非鉄金属		1.17%
ガラス・土石製品		1.08%
銀行業		1.06%
ゴム製品		0.90%
保険業		0.73%
その他製品		0.57%
証券、商品先物取引業		0.48%
その他金融業		0.48%
繊維製品		0.40%
倉庫・運輸関連業		0.37%
金属製品		0.35%
石油・石炭製品		0.30%

鉄鋼	0.28%
パルプ・紙	0.27%
電気・ガス業	0.25%
海運業	0.19%
鉱業	0.12%
水産・農林業	0.09%
空運業	0.05%
合計	70.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成25年2月28日現在

種類	地域	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数先物取引	日本	NK 2 2 5 先物 2 5 0 3 月	買建	85	899,591,749	977,500,000	29.64%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

高金利ソブリン・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

平成25年2月28日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	THAILAND 3.25 06/16/17 タイ	国債証券	2,625,700,000	98.29 2,580,948,491	100.79 2,646,469,287	3.250000 2017/6/16	13.60%
2	MALAYSIA 4.262 09/15/16 マレーシア	国債証券	2,004,640,000	104.05 2,085,908,105	103.87 2,082,259,660	4.262000 2016/9/15	10.70%
3	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17 ニュージーランド	国債証券	1,772,232,000	115.39 2,045,138,005	112.89 2,000,832,205	6.000000 2017/12/15	10.28%
4	FRANCE OAT 4.25 10/25/17 ユーロ	国債証券	1,350,315,000	112.91 1,524,708,182	115.50 1,559,748,856	4.250000 2017/10/25	8.02%
5	CZECH REPUBLIC 6.95 01/26/16 チェコ	国債証券	912,000,000	118.70 1,082,544,000	118.20 1,078,029,600	6.950000 2016/1/26	5.54%
6	SOUTH AFRICA 8.25 09/15/17 南アフリカ	国債証券	971,496,000	105.67 1,026,608,968	110.11 1,069,743,390	8.250000 2017/9/15	5.50%
7	POLAND 5.25 10/25/17 ポーランド	国債証券	971,100,000	103.14 1,001,686,432	107.00 1,039,077,000	5.250000 2017/10/25	5.34%
8	POLAND 5.5 10/25/19 ポーランド	国債証券	936,000,000	107.95 1,010,490,975	110.39 1,033,250,400	5.500000 2019/10/25	5.31%
9	NORWAY 5.0 05/15/15 ノルウェー	国債証券	949,124,000	110.36 1,047,500,702	107.55 1,020,877,774	5.000000 2015/5/15	5.25%
10	MEXICAN BONDS 7.75 12/14/17 メキシコ	国債証券	884,268,000	111.93 989,822,502	113.09 1,000,054,051	7.750000 2017/12/14	5.14%
11	SOUTH AFRICA 13.5 09/15/15 南アフリカ	国債証券	747,748,000	120.90 904,102,106	119.17 891,128,679	13.500000 2015/9/15	4.58%
12	NEW S WALES 5.5 08/01/14 オーストラリア	特殊債券	787,338,000	104.86 825,641,993	103.74 816,792,314	5.500000 2014/8/1	4.20%
13	AUSTRALIAN 5.5 01/21/18 オーストラリア	国債証券	720,936,000	111.80 806,046,289	111.90 806,792,268	5.500000 2018/1/21	4.15%
14	MEXICAN BONDS 8.0 12/17/15 メキシコ	国債証券	442,860,000	110.13 487,726,146	109.34 484,249,695	8.000000 2015/12/17	2.49%
15	MEXICAN BONDS 7.25 12/15/16 メキシコ	国債証券	435,600,000	108.95 474,616,692	109.22 475,801,524	7.250000 2016/12/15	2.45%
16	MEXICAN BONDS 9.0 06/20/13 メキシコ	国債証券	413,820,000	104.91 434,159,253	101.46 419,874,186	9.000000 2013/6/20	2.16%
17	NORWAY 4.25 05/19/17 ノルウェー	国債証券	325,600,000	113.15 368,416,400	110.45 359,625,200	4.250000 2017/5/19	1.85%
18	NEW S WALES 5.5 03/01/17 オーストラリア	特殊債券	151,776,000	108.79 165,118,628	108.63 164,884,893	5.500000 2017/3/1	0.85%

19	MEXICAN BONDS 6.0 06/18/15 メキシコ	国債証券	130,680,000	103.26 134,945,395	103.61 135,398,854	6.000000 2015/6/18	0.70%
----	---------------------------------------	------	-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

種類	投資比率
国債証券	93.03%
特殊債券	5.04%
合計	98.07%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**① 【純資産の推移】**

直近日（平成25年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成19年2月8日)	2,238	2,254	1.0307	1.0377
第2特定期間末 (平成19年8月8日)	4,030	4,040	1.0237	1.0262
第3特定期間末 (平成20年2月8日)	3,502	3,512	0.8799	0.8824
第4特定期間末 (平成20年8月8日)	3,398	3,407	0.9198	0.9223
第5特定期間末 (平成21年2月9日)	2,004	2,013	0.5765	0.5790
第6特定期間末 (平成21年8月10日)	2,434	2,443	0.7190	0.7215
第7特定期間末 (平成22年2月8日)	2,041	2,049	0.6600	0.6625
第8特定期間末 (平成22年8月9日)	1,778	1,785	0.6486	0.6511
第9特定期間末 (平成23年2月8日)	1,605	1,611	0.6607	0.6632
第10特定期間末 (平成23年8月8日)	1,394	1,399	0.6288	0.6313
第11特定期間末 (平成24年2月8日)	1,093	1,098	0.5999	0.6024
第12特定期間末 (平成24年8月8日)	969	973	0.5877	0.5902
第13特定期間末 (平成25年2月8日)	1,034	1,037	0.7152	0.7177
平成24年2月末日	1,150	—	0.6380	—
3月末日	1,130	—	0.6449	—
4月末日	1,089	—	0.6247	—
5月末日	973	—	0.5665	—
6月末日	992	—	0.5847	—
7月末日	966	—	0.5813	—
8月末日	954	—	0.5847	—
9月末日	949	—	0.5918	—
10月末日	930	—	0.5997	—
11月末日	938	—	0.6223	—
12月末日	993	—	0.6680	—
平成25年1月末日	1,018	—	0.7046	—
2月末日	1,020	—	0.7135	—

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0370
第2特定期間	0.0375

第3特定期間	0.0400
第4特定期間	0.0150
第5特定期間	0.0150
第6特定期間	0.0150
第7特定期間	0.0150
第8特定期間	0.0150
第9特定期間	0.0150
第10特定期間	0.0150
第11特定期間	0.0150
第12特定期間	0.0150
第13特定期間	0.0150

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	6.8
第2特定期間	3.0
第3特定期間	△10.1
第4特定期間	6.2
第5特定期間	△35.7
第6特定期間	27.3
第7特定期間	△6.1
第8特定期間	0.5
第9特定期間	4.2
第10特定期間	△2.6
第11特定期間	△2.2
第12特定期間	0.5
第13特定期間	24.2

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

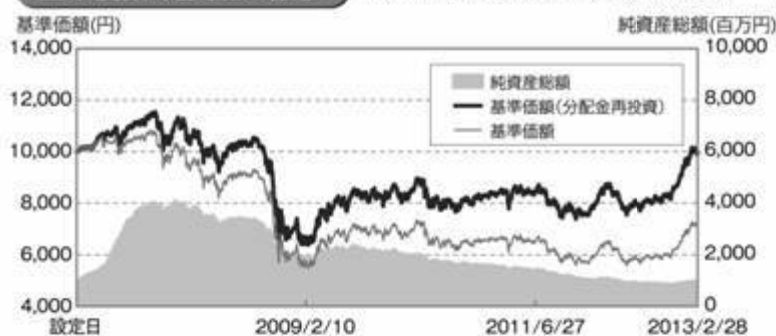
<<参考情報>>

データの基準日:2013年2月28日

基準価額・純資産の推移

《設定日(2006年9月28日)～2013年2月28日》

分配の推移(税引前)



第71期	(2012.10.09)	25円
第72期	(2012.11.08)	25円
第73期	(2012.12.10)	25円
第74期	(2013.01.08)	25円
第75期	(2013.02.08)	25円
直近1年間累計		300円
設定来累計		2,645円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

■組入銘柄一覧

順位	銘柄名	投資比率
1	高金利ソブリン・マザーファンド	69.20%
2	日経225インデックスファンド・マザーファンド	29.61%

■高金利ソブリン・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。内書きおよび地域は、通貨で区分けております。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	93.03
内 タイ	13.60
内 メキシコ	12.93
内 マレーシア	10.70
内 ポーランド	10.65
内 ニュージーランド	10.28
内 その他	34.87
特殊債券	5.04
内 オーストラリア	5.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.93
純資産総額	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	THAILAND 3.25 06/16/17	国債証券	タイ	3.250000	2017/6/16	13.60%
2	MALAYSIA 4.262 09/15/16	国債証券	マレーシア	4.262000	2016/9/15	10.70%
3	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	国債証券	ニュージーランド	6.000000	2017/12/15	10.28%
4	FRANCE OAT 4.25 10/25/17	国債証券	ユーロ	4.250000	2017/10/25	8.02%
5	CZECH REPUBLIC 6.95 01/26/16	国債証券	チェコ	6.950000	2016/1/26	5.54%
6	SOUTH AFRICA 8.25 09/15/17	国債証券	南アフリカ	8.250000	2017/9/15	5.50%
7	POLAND 5.25 10/25/17	国債証券	ポーランド	5.250000	2017/10/25	5.34%
8	POLAND 5.5 10/25/19	国債証券	ポーランド	5.500000	2019/10/25	5.31%
9	NORWAY 5.0 05/15/15	国債証券	ノルウェー	5.000000	2015/5/15	5.25%
10	MEXICAN BONDS 7.75 12/14/17	国債証券	メキシコ	7.750000	2017/12/14	5.14%

■日経225インデックスファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。内書きおよび地域は、通貨で区分けております。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
株式	70.04
内 日本	70.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	29.96
純資産総額	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	29.64

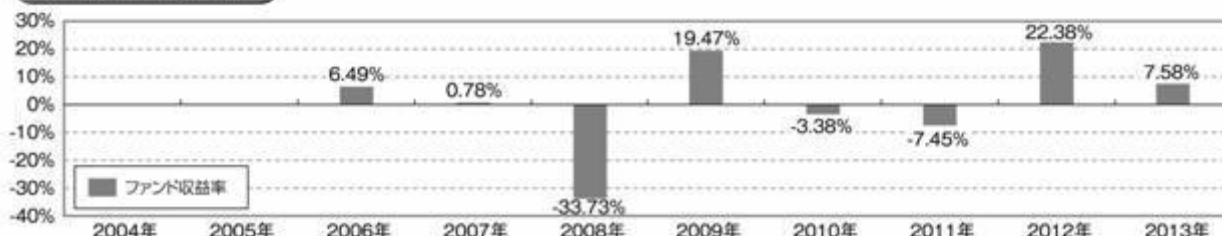
組入上位5業種(国内株式)

順位	業種	投資比率
1	電気機器	12.29%
2	小売業	7.99%
3	情報・通信業	6.21%
4	輸送用機器	5.46%
5	医薬品	5.29%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	地域	業種	投資比率
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	6.17%
2	ファナック	株式	日本	電気機器	3.47%
3	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	2.50%
4	京セラ	株式	日本	電気機器	1.96%
5	KDDI	株式	日本	情報・通信業	1.69%
6	本田技研	株式	日本	輸送用機器	1.68%
7	信越化学	株式	日本	化学	1.38%
8	キャノン	株式	日本	電気機器	1.22%
9	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	1.22%
10	武田薬品	株式	日本	医薬品	1.16%

年間収益率の推移



○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	2,185,300,000	13,000,000
第2特定期間	1,962,066,328	196,835,721
第3特定期間	294,386,547	251,476,690
第4特定期間	35,109,787	320,831,244
第5特定期間	3,572,532	220,509,396
第6特定期間	16,556,175	108,067,591
第7特定期間	1,901,538	294,989,295
第8特定期間	45,814	350,915,586
第9特定期間	244,979	312,565,757
第10特定期間	684,759	213,653,519
第11特定期間	261,322	394,445,936
第12特定期間	1,569,100	175,193,285
第13特定期間	2,087,117	205,392,060

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

※取扱コースおよびお申込単位は販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額

※信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

※解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成18年9月28日から無期限です。ただし、下記(5) イ. の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

a. この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日

のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c. からe.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更c.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることを旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。
- h. 上記b.に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、マザーファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

委託会社は、原則として毎年2月8日、8月8日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（3）一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年8月9日から平成25年2月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成24年8月8日現在	当 期 平成25年2月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,081,364	12,398,853
親投資信託受益証券	957,200,196	1,021,282,037
未収入金	5,000,000	5,000,000
流動資産合計	974,281,560	1,038,680,890
資産合計	974,281,560	1,038,680,890
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,123,037	3,614,774
未払解約金	—	31,313
未払受託者報酬	41,764	45,323
未払委託者報酬	835,455	906,525
その他未払費用	3,954	4,291
流動負債合計	5,004,210	4,602,226
負債合計	5,004,210	4,602,226
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 1,649,214,861	※ 1 1,445,909,918
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △679,937,511	※ 2 △411,831,254
（分配準備積立金）	16,382,890	9,868,507
元本等合計	969,277,350	1,034,078,664
純資産合計	969,277,350	1,034,078,664
負債純資産合計	974,281,560	1,038,680,890

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成24年2月9日 至 平成24年8月8日	当 期 自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日
営業収益		
受取利息	4,049	4,099
有価証券売買等損益	12,035,222	218,581,841
営業収益合計	12,039,271	218,585,940
営業費用		
受託者報酬	275,230	255,083
委託者報酬	※ 2 5,505,688	※ 2 5,102,269
その他費用	26,057	24,142
営業費用合計	5,806,975	5,381,494
営業利益又は営業損失（△）	6,232,296	213,204,446
経常利益又は経常損失（△）	6,232,296	213,204,446
当期純利益又は当期純損失（△）	6,232,296	213,204,446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	275,902	1,972,340
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△729,283,545	△679,937,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,859,763	80,580,815
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,859,763	80,580,815
剰余金減少額又は欠損金増加額	625,542	733,291
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	625,542	733,291
分配金	※ 1 25,844,581	※ 1 22,973,373
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△679,937,511	△411,831,254

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
----	-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目		前 期 平成24年8月8日現在	当 期 平成25年2月8日現在
1.	※ 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,822,839,046円 1,569,100円 175,193,285円	1,649,214,861円 2,087,117円 205,392,060円
2.	受益権の総数	1,649,214,861口	1,445,909,918口
3.	※ 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は679,937,511円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は411,831,254円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目		前 期 自 平成24年2月9日 至 平成24年8月8日	当 期 自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日
1.	※ 1 分配金の計算過程	（自平成24年2月9日 至平成24年3月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,703,272円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（43,640,291円）及び分配準備積立金（24,961,401円）より分配対象収益は72,304,964円（1万口当たり405.13円）であり、うち4,461,891円（1万口当たり25円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） （自平成24年3月9日 至平成24年4月9日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,202,744円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,868,989円）及び分配準備積立金（23,772,546円）より分配対象収益は71,844,279円（1万口当たり409.80円）であり、うち4,382,852円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自平成24年8月9日 至平成24年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,928,769円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（39,751,133円）及び分配準備積立金（16,140,504円）より分配対象収益は58,820,406円（1万口当たり361.99円）であり、うち4,062,330円（1万口当たり25円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） （自平成24年9月11日 至平成24年10月9日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,591,418円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（38,837,936円）及び分配準備積立金（14,660,431円）より分配対象収益は57,089,785円（1万口当たり359.61円）であり、うち3,968,860円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

2. ※ 2	当ファンドの主要投資対象である高金利ソブリン・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用	（自平成24年4月10日 至平成24年5月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,047,510円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,597,322円）及び分配準備積立金（24,434,187円）より分配対象収益は69,079,019円（1万口当たり396.56円）であり、うち4,354,914円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自平成24年10月10日 至平成24年11月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,572,261円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,965,591円）及び分配準備積立金（13,960,279円）より分配対象収益は54,498,131円（1万口当たり351.19円）であり、うち3,879,560円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
		（自平成24年5月9日 至平成24年6月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,172,661円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,910,486円）及び分配準備積立金（21,767,906円）より分配対象収益は65,851,053円（1万口当たり384.24円）であり、うち4,284,544円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自平成24年11月9日 至平成24年12月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,935,246円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,855,889円）及び分配準備積立金（12,278,071円）より分配対象収益は52,069,206円（1万口当たり345.68円）であり、うち3,765,730円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
		（自平成24年6月9日 至平成24年7月9日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,152,148円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,460,393円）及び分配準備積立金（19,428,505円）より分配対象収益は64,041,046円（1万口当たり377.84円）であり、うち4,237,343円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自平成24年12月11日 至平成25年1月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,110,815円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,039,614円）及び分配準備積立金（11,191,699円）より分配対象収益は50,342,128円（1万口当たり341.80円）であり、うち3,682,119円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
		（自平成24年7月10日 至平成24年8月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,659,200円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,343,830円）及び分配準備積立金（17,846,727円）より分配対象収益は60,849,757円（1万口当たり368.96円）であり、うち4,123,037円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自平成25年1月9日 至平成25年2月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,064,280円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（35,388,270円）及び分配準備積立金（10,419,001円）より分配対象収益は48,871,551円（1万口当たり338円）であり、うち3,614,774円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
		905,090円	843,683円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 平成24年2月9日 至 平成24年8月8日	当 期 自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握・管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 平成24年8月8日現在	当 期 平成25年2月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前 期 平成24年8月8日現在	当 期 平成25年2月8日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	10,777,448	66,273,230
合計	10,777,448	66,273,230

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前 期 平成24年8月8日現在	当 期 平成25年2月8日現在
1口当たり純資産額	0.5877円	0.7152円
（1万口当たり純資産額）	(5,877円)	(7,152円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

平成25年2月8日現在				
種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日経225インデックスファンド ・マザーファンド	387,589,794	302,823,906	
	高金利ソブリン・マザーファンド	588,610,627	718,458,131	
親投資信託受益証券 合計		976,200,421	1,021,282,037	
合計		976,200,421	1,021,282,037	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日経２２５インデックスファンド・マザーファンド」受益証券及び「高金利ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「日経２２５インデックスファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		760,287,614	515,595,892
株式		2,217,269,300	2,785,502,000
派生商品評価勘定		20,346,881	74,081,341
未収配当金		2,575,000	3,815,000
差入委託証拠金		26,572,881	19,664,341
流動資産合計		3,027,051,676	3,398,658,574
資産合計		3,027,051,676	3,398,658,574
負債の部			
流動負債			
前受金		14,116,881	84,421,341
流動負債合計		14,116,881	84,421,341
負債合計		14,116,881	84,421,341
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	4,892,362,316	4,242,121,647
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※ 2	△1,879,427,521	△927,884,414
元本等合計		3,012,934,795	3,314,237,233
純資産合計		3,012,934,795	3,314,237,233
負債純資産合計		3,027,051,676	3,398,658,574

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1. ※ 1	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,967,084,350円	4,892,362,316円
	同期中追加設定元本額	596,480,764円	－円
	同期中一部解約元本額	671,202,798円	650,240,669円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）	466,940,379円	387,589,794円
	D I A Mパッシブ資産分散ファンド	4,425,421,937円	3,854,531,853円
	計	4,892,362,316円	4,242,121,647円
2.	受益権の総数	4,892,362,316口	4,242,121,647口
3. ※ 2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,879,427,521円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は927,884,414円であります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年2月9日 至 平成24年8月8日	自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----	-------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△13,211,510	543,957,500
合計	△13,211,510	543,957,500

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年11月8日から平成24年8月8日まで及び平成24年11月7日から平成25年2月8日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	平成24年8月8日 現在				平成25年2月8日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
先物取引								
買 建	768,956,000	—	789,430,000	20,474,000	450,833,000	—	524,990,000	74,157,000
合計	768,956,000	—	789,430,000	20,474,000	450,833,000	—	524,990,000	74,157,000

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1口当たり純資産額	0.6158円	0.7813円
（1万口当たり純資産額）	（6,158円）	（7,813円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

平成25年2月8日現在

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備 考
		単 価	金 額	
日本水産	10,000	196	1,960,000	
マルハニチロホールディングス	10,000	152	1,520,000	
国際石油開発帝石	10	508,000	5,080,000	
コムシスホールディングス	10,000	1,133	11,330,000	
大成建設	10,000	274	2,740,000	
大 林 組	10,000	469	4,690,000	
清水建設	10,000	304	3,040,000	
鹿島建設	10,000	287	2,870,000	
大和ハウス	10,000	1,658	16,580,000	
積水ハウス	10,000	996	9,960,000	
日 揮	10,000	2,513	25,130,000	
日清製粉G本社	10,000	1,074	10,740,000	
明治ホールディングス	1,000	3,960	3,960,000	
日本ハム	10,000	1,318	13,180,000	
サッポロホールディングス	10,000	328	3,280,000	
アサヒグループホールディン	10,000	1,984	19,840,000	
麒麟HD	10,000	1,193	11,930,000	
宝ホールディングス	10,000	755	7,550,000	
双日	1,000	145	145,000	
キッコーマン	10,000	1,327	13,270,000	
味 の 素	10,000	1,202	12,020,000	
ニチレイ	10,000	464	4,640,000	
日本たばこ産業	10,000	2,940	29,400,000	
J. フロント リテイリング	10,000	509	5,090,000	
三越伊勢丹HD	10,000	908	9,080,000	
東洋紡	10,000	171	1,710,000	
ユニチカ	10,000	54	540,000	
日清紡ホールディングス	10,000	681	6,810,000	
日東紡績	10,000	339	3,390,000	
セブン&アイ・H L D G S	10,000	2,753	27,530,000	
帝 人	10,000	199	1,990,000	
東 レ	10,000	534	5,340,000	
ク ラ レ	10,000	1,169	11,690,000	
旭 化 成	10,000	543	5,430,000	
SUMCO	1,000	910	910,000	
王子ホールディングス	10,000	293	2,930,000	
三菱製紙	10,000	92	920,000	
北越紀州製紙	10,000	464	4,640,000	
日本製紙G本社	1,000	1,396	1,396,000	
昭和電工	10,000	142	1,420,000	
住友化学	10,000	285	2,850,000	
日産化学	10,000	1,163	11,630,000	
日本曹達	10,000	407	4,070,000	
東ソー	10,000	236	2,360,000	

トクヤマ	10,000	214	2,140,000	
電気化学	10,000	331	3,310,000	
信越化学	10,000	5,480	54,800,000	
協和発酵キリン	10,000	854	8,540,000	
三井化学	10,000	209	2,090,000	
三菱ケミカルHLDGS	5,000	437	2,185,000	
宇部興産	10,000	190	1,900,000	
日本化薬	10,000	1,010	10,100,000	
電通	10,000	2,569	25,690,000	
花 王	10,000	2,774	27,740,000	
武田薬品	10,000	4,625	46,250,000	
アステラス製薬	10,000	4,685	46,850,000	
大日本住友製薬	10,000	1,234	12,340,000	
塩野義製薬	10,000	1,688	16,880,000	
中外製薬	10,000	1,913	19,130,000	
エーザイ	10,000	3,740	37,400,000	
テ ル モ	10,000	3,920	39,200,000	
第一三共	10,000	1,550	15,500,000	
ヤフー	40	37,200	1,488,000	
トレンドマイクロ	10,000	2,682	26,820,000	
富士フイルムHLDGS	10,000	1,795	17,950,000	
コニカミノルタHLDGS	10,000	711	7,110,000	
資 生 堂	10,000	1,166	11,660,000	
昭和シェル石油	10,000	538	5,380,000	
J Xホールディングス	10,000	549	5,490,000	
横浜ゴム	10,000	714	7,140,000	
ブリヂストン	10,000	2,423	24,230,000	
旭 硝 子	10,000	617	6,170,000	
日本板硝子	10,000	116	1,160,000	
日本電気硝子	15,000	451	6,765,000	
住友大阪セメント	10,000	290	2,900,000	
太平洋セメント	10,000	248	2,480,000	
東海カーボン	10,000	364	3,640,000	
T O T O	10,000	753	7,530,000	
日本碍子	10,000	938	9,380,000	
新日鐵住金	10,000	271	2,710,000	
神戸製鋼所	10,000	137	1,370,000	
J F Eホールディングス	1,000	2,119	2,119,000	
日新製鋼HD	1,000	716	716,000	
大太平洋金属	10,000	507	5,070,000	
日本製鋼所	10,000	485	4,850,000	
日本軽金属HD	10,000	110	1,100,000	
三井金属	10,000	225	2,250,000	
東邦亜鉛	10,000	396	3,960,000	
三菱マテリアル	10,000	285	2,850,000	
住友鉱山	10,000	1,607	16,070,000	
DOWAホールディングス	10,000	636	6,360,000	
古河機金	10,000	102	1,020,000	
古河電工	10,000	207	2,070,000	
住友電工	10,000	1,052	10,520,000	
フジクラ	10,000	261	2,610,000	

東洋製罐	10,000	1,275	12,750,000	
オークマ	10,000	664	6,640,000	
ア マ ダ	10,000	567	5,670,000	
小松製作所	10,000	2,394	23,940,000	
住友重機械	10,000	384	3,840,000	
日立建機	10,000	2,139	21,390,000	
クボタ	10,000	1,026	10,260,000	
荏原製作所	10,000	356	3,560,000	
千代田化工建	10,000	1,090	10,900,000	
ダイキン工業	10,000	3,595	35,950,000	
日本精工	10,000	688	6,880,000	
N T N	10,000	273	2,730,000	
ジェイテクト	10,000	952	9,520,000	
ミネベア	10,000	300	3,000,000	
日 立	10,000	525	5,250,000	
東 芝	10,000	409	4,090,000	
三菱電機	10,000	788	7,880,000	
富士電機	10,000	263	2,630,000	
安川電機	10,000	855	8,550,000	
明 電 舎	10,000	281	2,810,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	10,000	330	3,300,000	
日本電気	10,000	244	2,440,000	
富 士 通	10,000	434	4,340,000	
沖 電 気	10,000	111	1,110,000	
パナソニック	10,000	716	7,160,000	
シャープ	10,000	332	3,320,000	
ソ ニ ー	10,000	1,365	13,650,000	
T D K	10,000	3,210	32,100,000	
ミツミ電機	10,000	557	5,570,000	
アルプス電気	10,000	653	6,530,000	
パイオニア	10,000	232	2,320,000	
横河電機	10,000	989	9,890,000	
アドバンテスト	20,000	1,169	23,380,000	
デンソー	10,000	3,615	36,150,000	
カ シ オ	10,000	729	7,290,000	
ファナック	10,000	14,750	147,500,000	
京 セ ラ	10,000	8,030	80,300,000	
太陽誘電	10,000	910	9,100,000	
三井造船	10,000	172	1,720,000	
日立造船	10,000	141	1,410,000	
三菱重工業	10,000	509	5,090,000	
川崎重工業	10,000	297	2,970,000	
I H I	10,000	246	2,460,000	
日産自動車	10,000	987	9,870,000	
いすゞ自動車	10,000	615	6,150,000	
トヨタ自動車	10,000	4,895	48,950,000	
日野自動車	10,000	954	9,540,000	
三菱自動車工業	10,000	113	1,130,000	
マ ツ ダ	10,000	306	3,060,000	
本田技研	20,000	3,530	70,600,000	
スズキ	10,000	2,280	22,800,000	

富士重工業	10,000	1,329	13,290,000	
ニコン	10,000	2,077	20,770,000	
オリンパス	10,000	2,109	21,090,000	
大日本スクリーン	10,000	427	4,270,000	
キャノン	15,000	3,235	48,525,000	
リ コ ー	10,000	967	9,670,000	
シチズンホールディングス	10,000	502	5,020,000	
凸版印刷	10,000	582	5,820,000	
大日本印刷	10,000	768	7,680,000	
ヤマハ	10,000	857	8,570,000	
伊 藤 忠	10,000	1,089	10,890,000	
丸 紅	10,000	692	6,920,000	
豊田通商	10,000	2,284	22,840,000	
三井物産	10,000	1,389	13,890,000	
東京エレクトロン	10,000	3,850	38,500,000	
住友商事	10,000	1,156	11,560,000	
三菱商事	10,000	1,915	19,150,000	
高 島 屋	10,000	659	6,590,000	
丸井グループ	10,000	703	7,030,000	
クレディセゾン	10,000	1,888	18,880,000	
イオン	10,000	1,046	10,460,000	
ユ ニ ー	10,000	663	6,630,000	
新生銀行	10,000	178	1,780,000	
あおぞら銀行	10,000	262	2,620,000	
三菱UFJフィナンシャルG	10,000	531	5,310,000	
りそなホールディングス	1,000	423	423,000	
三井住友トラストHD	10,000	328	3,280,000	
三井住友フィナンシャルG	1,000	3,745	3,745,000	
千葉銀行	10,000	573	5,730,000	
横浜銀行	10,000	442	4,420,000	
ふくおかフィナンシャルG	10,000	401	4,010,000	
静岡銀行	10,000	899	8,990,000	
みずほフィナンシャルG	10,000	207	2,070,000	
大和証券G本社	10,000	547	5,470,000	
野村ホールディングス	10,000	529	5,290,000	
松井証券	10,000	845	8,450,000	
NK S Jホールディングス	2,500	1,996	4,990,000	
MS & A D	3,000	1,900	5,700,000	
SONY FH	2,000	1,535	3,070,000	
第一生命	10	129,200	1,292,000	
東京海上HD	5,000	2,661	13,305,000	
T & Dホールディングス	2,000	1,106	2,212,000	
三井不動産	10,000	2,106	21,060,000	
三菱地所	10,000	2,112	21,120,000	
平和不動産	2,000	1,283	2,566,000	
東京建物	10,000	413	4,130,000	
東急不動産	10,000	622	6,220,000	
住友不動産	10,000	2,727	27,270,000	
東武鉄道	10,000	487	4,870,000	
東京急行	10,000	502	5,020,000	
小田急電鉄	10,000	914	9,140,000	

京王電鉄	10,000	672	6,720,000	
京成電鉄	10,000	795	7,950,000	
東日本旅客鉄道	1,000	6,390	6,390,000	
西日本旅客鉄道	1,000	3,720	3,720,000	
東海旅客鉄道	1,000	8,290	8,290,000	
日本通運	10,000	373	3,730,000	
ヤマトホールディングス	10,000	1,458	14,580,000	
日本郵船	10,000	219	2,190,000	
商船三井	10,000	318	3,180,000	
川崎汽船	10,000	190	1,900,000	
全日本空輸	10,000	193	1,930,000	
三菱倉庫	10,000	1,304	13,040,000	
スカパーJ S A T H D	10	44,100	441,000	
日本電信電話	1,000	4,130	4,130,000	
K D D I	10,000	6,680	66,800,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	10	136,900	1,369,000	
東京電力	1,000	203	203,000	
中部電力	1,000	1,131	1,131,000	
関西電力	1,000	818	818,000	
東京瓦斯	10,000	434	4,340,000	
大阪瓦斯	10,000	336	3,360,000	
東 宝	1,000	1,698	1,698,000	
N T T データ	100	262,600	26,260,000	
東京ドーム	10,000	316	3,160,000	
セコム	10,000	4,480	44,800,000	
コナミ	10,000	1,852	18,520,000	
ファーストリテイリング	10,000	24,070	240,700,000	
ソフトバンク	30,000	3,385	101,550,000	
合計	2,047,680		2,785,502,000	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

「高金利ソブリン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	注記 番号	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
資産の部			
流動資産			
預金		4,200	127,543,945
コール・ローン		73,757,570	30,564,530
国債証券		16,158,711,714	18,644,122,183
特殊債券		980,973,491	1,025,184,160
派生商品評価勘定		—	123,962
未収入金		—	577,971,139
未収利息		264,126,501	273,709,013
前払費用		46,213,533	1,544,426
流動資産合計		17,523,787,009	20,680,763,358
資産合計		17,523,787,009	20,680,763,358
負債の部			
流動負債			
未払金		—	696,042,434
未払解約金		35,200,000	25,000,000
流動負債合計		35,200,000	721,042,434
負債合計		35,200,000	721,042,434
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	17,906,500,977	16,352,819,391
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※ 2	△417,913,968	3,606,901,533
元本等合計		17,488,587,009	19,959,720,924
純資産合計		17,488,587,009	19,959,720,924
負債純資産合計		17,523,787,009	20,680,763,358

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1. ※ 1	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額 元本の内訳 ファンド名 D I A M高金利ソブリン債券ファンド（毎月決算型） 世界6資産アクティブ・バランス・ファンド D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型） D I A M世界6資産バランスファンド D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド D I A M資産形成ファンド（隔月決算型） D I A M資産形成ファンド（1年決算型） D I A Mインカム3資産ファンド（毎月決算型） D I A M高金利ソブリン私募ファンド（適格機関投資家向け） 計	13,584,911,432円 5,933,222,259円 1,611,632,714円 4,067,735,759円 721,470,065円 685,633,574円 762,196,762円 2,794,290,496円 20,128,001円 6,860,310円 247,230,660円 8,600,955,350円 17,906,500,977円	17,906,500,977円 25,078,759円 1,578,760,345円 3,283,452,344円 605,368,478円 588,610,627円 661,409,043円 2,359,158,485円 32,287,950円 12,250,568円 233,733,799円 8,576,548,097円 16,352,819,391円
2.	受益権の総数	17,906,500,977口	16,352,819,391口
3. ※ 2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は417,913,968円であります。	-----

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年2月9日 至 平成24年8月8日	自 平成24年8月9日 至 平成25年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	155,329,063	109,973,562
特殊債券	△6,101,313	△9,836,065
合計	149,227,750	100,137,497

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成24年5月9日から平成24年8月8日まで及び平成24年5月9日から平成25年2月8日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	平成24年8月8日 現在				平成25年2月8日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	—	—	—	—	19,350,096	—	19,226,134	123,962
オーストラリア・ドル	—	—	—	—	19,350,096	—	19,226,134	123,962
合計	—	—	—	—	19,350,096	—	19,226,134	123,962

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成24年8月8日現在	平成25年2月8日現在
1口当たり純資産額	0.9767円	1.2206円
（1万口当たり純資産額）	（9,767円）	（12,206円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成25年2月8日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 5.5 01/21/18	7,600,000.000	8,477,572.000	
	オーストラリア・ドル 小計		7,600,000.000 (731,120,000)	8,477,572.000 (815,542,426)	
	タイ・バーツ	THAILAND 3.25 06/16/17	878,000,000.000	884,084,540.000	
	タイ・バーツ 小計		878,000,000.000 (2,756,920,000)	884,084,540.000 (2,776,025,456)	
	チェコ・コルナ	CZECH REPUBLIC 6.95 01/26/16	202,000,000.000	240,077,000.000	
	チェコ・コルナ 小計		202,000,000.000 (1,003,940,000)	240,077,000.000 (1,193,182,690)	
	ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	23,100,000.000	26,150,355.000	
	ニュージーランド・ドル 小計		23,100,000.000 (1,803,879,000)	26,150,355.000 (2,042,081,222)	
	ノルウェー・クローネ	NORWAY 4.25 05/19/17	20,000,000.000	21,924,000.000	
		NORWAY 5.0 05/15/15	58,300,000.000	62,491,770.000	
	ノルウェー・クローネ 小計		78,300,000.000 (1,328,751,000)	84,415,770.000 (1,432,535,617)	
	ポーランド・ズロチ	POLAND 5.25 10/25/17	33,200,000.000	35,590,400.000	
		POLAND 5.5 10/25/19	32,000,000.000	35,473,600.000	
	ポーランド・ズロチ 小計		65,200,000.000 (1,961,868,000)	71,064,000.000 (2,138,315,760)	
	マレーシア・リンギット	MALAYSIA 4.262 09/15/16	67,000,000.000	69,524,560.000	
	マレーシア・リンギット 小計		67,000,000.000 (2,024,740,000)	69,524,560.000 (2,101,032,203)	
	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 6.0 06/18/15	18,000,000.000	18,639,540.000	
		MEXICAN BONDS 7.25 12/15/16	60,000,000.000	65,688,000.000	
		MEXICAN BONDS 7.75 12/14/17	121,800,000.000	138,389,160.000	
		MEXICAN BONDS 8.0 12/17/15	61,000,000.000	66,692,520.000	
		MEXICAN BONDS 9.0 06/20/13	57,000,000.000	57,949,620.000	
	メキシコ・ペソ 小計		317,800,000.000 (2,342,186,000)	347,358,840.000 (2,560,034,651)	
	ユーロ	FRANCE OAT 4.25 10/25/17	11,200,000.000	12,902,400.000	
	ユーロ 小計		11,200,000.000 (1,405,488,000)	12,902,400.000 (1,619,122,176)	
	南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 13.5 09/15/15	71,350,000.000	85,241,845.000	
		SOUTH AFRICA 8.25 09/15/17	92,700,000.000	102,020,058.000	

	南アフリカ・ランド 小計		164,050,000.000 (1,722,525,000)	187,261,903.000 (1,966,249,982)	
国債証券 合計			17,081,417,000 (17,081,417,000)	18,644,122,183 (18,644,122,183)	
特殊債券	オーストラリア・ドル	NEW S WALES 5.5 03/01/17	1,600,000.000	1,734,128.000	
		NEW S WALES 5.5 08/01/14	8,600,000.000	8,922,672.000	
	オーストラリア・ドル 小計		10,200,000.000 (981,240,000)	10,656,800.000 (1,025,184,160)	
特殊債券 合計			981,240,000 (981,240,000)	1,025,184,160 (1,025,184,160)	
合計			18,062,657,000 (18,062,657,000)	19,669,306,343 (19,669,306,343)	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券 1銘柄	4.09%	9.36%
	特殊債券 2銘柄	5.14%	
タイ・バーツ	国債証券 1銘柄	13.91%	14.11%
チェコ・コルナ	国債証券 1銘柄	5.98%	6.07%
ニュージーランド・ドル	国債証券 1銘柄	10.23%	10.38%
ノルウェー・クローネ	国債証券 2銘柄	7.18%	7.28%
ポーランド・ズロチ	国債証券 2銘柄	10.71%	10.87%
マレーシア・リングギット	国債証券 1銘柄	10.53%	10.68%
メキシコ・ペソ	国債証券 5銘柄	12.83%	13.02%
ユーロ	国債証券 1銘柄	8.11%	8.23%
南アフリカ・ランド	国債証券 2銘柄	9.85%	10.00%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在

I 資産総額	1,022,029,192円
II 負債総額	1,370,117円
III 純資産総額（I－II）	1,020,659,075円
IV 発行済数量	1,430,416,019口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7135円

（参考）マザーファンドの現況

日経225インデックスファンド・マザーファンド

平成25年2月28日現在

I 資産総額	3,355,129,319円
II 負債総額	57,508,251円
III 純資産総額（I－II）	3,297,621,068円
IV 発行済数量	4,077,841,477口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8087円

高金利ソブリン・マザーファンド

平成25年2月28日現在

I 資産総額	19,499,506,599円
II 負債総額	40,000,000円
III 純資産総額（I－II）	19,459,506,599円
IV 発行済数量	16,216,619,970口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2000円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録される事により定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動
該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

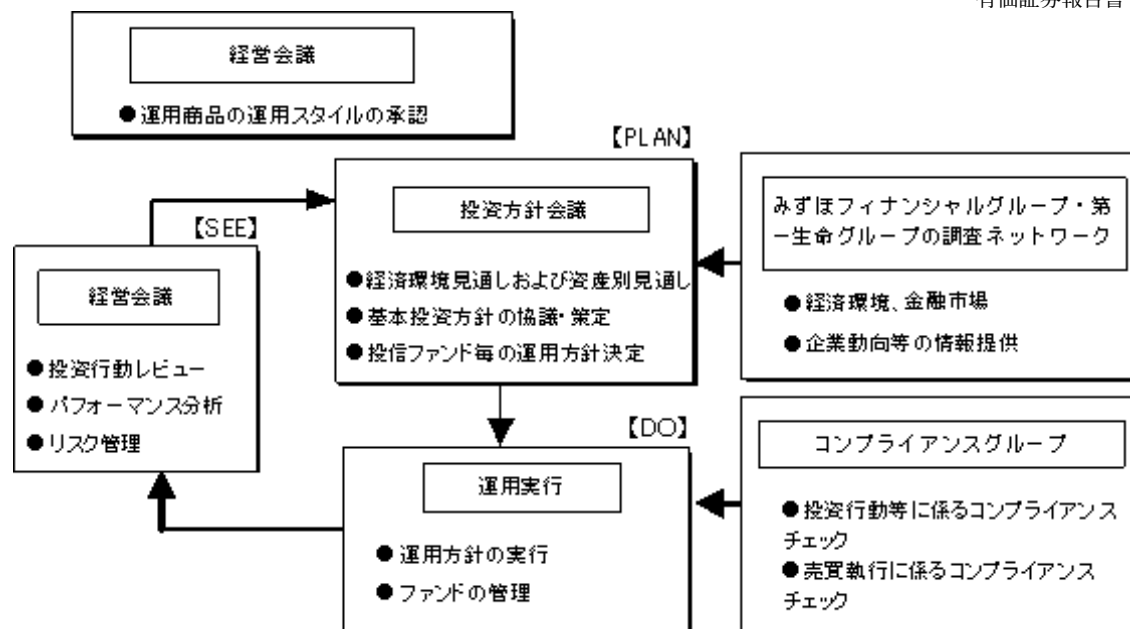
② 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



※上記体制は平成25年2月28日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成25年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は279本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	12	53,375,811,146
追加型株式投資信託	258	4,501,735,081,553
単位型公社債投資信託	8	83,912,051,177
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	169,826,814
合計	279	4,639,192,770,690

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第28期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,220,759	12,520,748
金銭の信託	5,967,344	6,548,577
前払費用	27,593	25,744
未収委託者報酬	2,942,180	2,780,527
未収運用受託報酬	1,061,935	1,167,998
未収投資助言報酬	※2 267,240	※2 241,851
未収収益	186,483	212,226
繰延税金資産	403,201	344,793
その他	102,404	22,264
流動資産計	23,179,143	23,864,733
固定資産		
有形固定資産	400,967	470,082
建物	※1 183,704	※1 167,433
車両運搬具	—	※1 4,752
器具備品	※1 206,306	※1 188,367
建設仮勘定	10,956	109,529
無形固定資産	1,267,273	1,262,102
商標権	※1 510	※1 383
ソフトウェア	※1 780,190	※1 1,101,685
ソフトウェア仮勘定	478,971	152,513
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 451	※1 371
投資その他の資産	4,252,397	3,982,258
投資有価証券	604,498	450,882
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
繰延税金資産	402,191	590,822
長期差入保証金	702,696	731,197
その他	85,690	90,282
固定資産計	5,920,638	5,714,444
資産合計	29,099,782	29,579,177

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	120,910	132,805
未払金	1,479,756	1,460,128
未払収益分配金	3,223	670
未払償還金	98,362	86,391
未払手数料	1,134,992	1,088,348
その他未払金	243,178	284,718
未払費用	※2 1,226,658	※2 1,105,512
未払法人税等	1,706,391	1,195,056
未払消費税等	143,728	92,354
賞与引当金	575,326	574,646
その他	10,000	—
流動負債計	5,262,771	4,560,503
固定負債		
退職給付引当金	579,063	680,768
役員退職慰労引当金	100,260	56,690
固定負債計	679,324	737,458
負債合計	5,942,095	5,297,962
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	18,512,674	19,716,594
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,459,380	3,463,300
株主資本計	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216,534	136,143
評価・換算差額等計	216,534	136,143
純資産合計	23,157,686	24,281,215
負債・純資産合計	29,099,782	29,579,177

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	24,367,005		23,208,602	
運用受託報酬	4,458,894		4,966,992	
投資助言報酬	1,019,727		943,057	
その他営業収益	789,867		697,063	
営業収益計		30,635,495		29,815,715
営業費用				
支払手数料	10,405,593		10,154,958	
広告宣伝費	272,928		164,286	
公告費	2,297		—	
調査費	4,755,890		4,590,302	
調査費	2,611,173		2,888,013	
委託調査費	2,144,716		1,702,289	
委託計算費	338,206		335,754	
営業雑経費	671,721		496,565	
通信費	30,286		26,941	
印刷費	585,041		399,066	
協会費	23,561		25,014	
諸会費	38		41	
支払販売手数料	32,794		45,500	
営業費用計		16,446,637		15,741,867
一般管理費				
給料	4,576,265		4,630,102	
役員報酬	※1 235,289		※1 245,224	
給料・手当	3,768,114		3,824,122	
賞与	572,860		560,755	
交際費	38,997		35,987	
寄付金	13,335		3,156	
旅費交通費	255,190		213,642	
租税公課	89,571		84,346	
不動産賃借料	718,929		656,463	
退職給付費用	139,773		164,627	
固定資産減価償却費	486,987		475,556	
福利厚生費	20,476		24,887	
修繕費	20,842		6,721	
賞与引当金繰入	575,326		574,646	
役員退職慰労引当金繰入	42,036		30,048	
役員退職金	13,140		27,503	
機器リース料	1,951		1,510	
事務委託費	331,935		323,740	
消耗品費	70,952		58,739	
器具備品費	575		2,889	
諸経費	124,218		114,695	
一般管理費計		7,520,506		7,429,267
営業利益		6,668,351		6,644,580

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※4	341,775	61,720	
受取利息		9,168	3,921	
時効成立分配金		2,574	11,383	
為替差益		—	1,660	
投資信託解約益		157,213	—	
先物利益		9,816	—	
金銭の信託運用益		69,014	—	
雑収入		8,602	5,992	
営業外収益計		598,165		84,678
営業外費用				
為替差損		755	—	
時効成立後支払分配金		—	36	
金銭の信託運用損		—	417,812	
雑損失		6,089	1,152	
営業外費用計		6,844		419,001
経常利益		7,259,672		6,310,257
特別利益				
ゴルフ会員権売却益		—	1,959	
貸倒引当金戻入益		4,288	—	
過年度損益修正益	※3,※4	105,241	—	
特別利益計		109,530		1,959
特別損失				
固定資産除却損	※2	31,419	※2	36,415
固定資産売却損		1,440		381
関係会社株式評価損		3,825		338,244
特別損失計		36,684		375,042
税引前当期純利益		7,332,518		5,937,173
法人税、住民税及び事業税		2,885,426		2,582,251
法人税等調整額		△7,586		△56,997
法人税等合計		2,877,839		2,525,253
当期純利益		4,454,678		3,411,920

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,428,478	2,428,478
当期変動額	-	-
当期末残高	2,428,478	2,428,478
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	123,293	123,293
当期変動額	-	-
当期末残高	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	11,650,000	13,430,000
当期変動額	1,780,000	2,200,000
当期末残高	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額	-	-
当期末残高	300,000	300,000
運用責任準備積立金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額	-	-
当期末残高	200,000	200,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,464,702	4,459,380
当期変動額		
剰余金の配当	△1,680,000	△2,208,000
別途積立金の積立	△1,780,000	△2,200,000
当期純利益	4,454,678	3,411,920
当期末残高	4,459,380	3,463,300
利益剰余金合計		
当期首残高	15,737,995	18,512,674
当期変動額	2,774,678	1,203,920
当期末残高	18,512,674	19,716,594
株主資本合計		
当期首残高	20,166,473	22,941,152

	当期変動額	2,774,678	1,203,920
	当期末残高	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高	231,525	216,534
	当期変動額（純額）	△14,991	△80,390
	当期末残高	216,534	136,143
純資産合計			
	当期首残高	20,397,999	23,157,686
	当期変動額	2,759,687	1,123,529
	当期末残高	23,157,686	24,281,215

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

追加情報

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	484,832	513,080
車両運搬具	—	171
器具備品	499,620	462,449
商標権	2,428	2,555
ソフトウェア	809,403	961,584
電話施設利用権	1,145	1,225

※2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	266,194	238,121
流動負債	未払費用	291,628	292,536

（損益計算書関係）

※1. 役員報酬の限度額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
取締役（年額）	250,000	250,000
監査役（年額）	50,000	50,000

※2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
建物	15,317	1,892
器具備品	3,597	18,917
ソフトウェア	12,503	15,606

※3. 過年度損益修正益の内訳

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

※4. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	331,240	—
過年度損益修正益	105,241	—

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日

平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日
----------------------	----------	-----------	--------	------------	-----------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）			第27期 （平成24年3月31日現在）		
	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額
器具備品	46,681	46,138	543	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	46,681	46,138	543	—	—	—

② 未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	586	—
一年超	—	—
合計	586	—

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	15,998	588
減価償却費相当額	14,995	543
支払利息相当額	234	1

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	1,475	—
一年超	—	—

合計	1,475	—
----	-------	---

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	—
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	—
資産計	18,712,356	18,712,356	—
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	—
負債計	1,706,391	1,706,391	—

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,520,748	12,520,748	—
(2) 金銭の信託	6,548,577	6,548,577	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	370,636	370,636	—
資産計	19,439,962	19,439,962	—
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	—
負債計	1,195,056	1,195,056	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
①非上場株式	80,246	80,246
②関係会社株式	2,457,319	2,119,074
③長期差入保証金	702,696	731,197

- ①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。
- ③長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,220,413	—	—	—
合計	12,220,413	—	—	—

第27期（平成24年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,520,524	—	—	—
合計	12,520,524	—	—	—

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

(千円)

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	513,129	146,101	367,027
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,723	10,000	△2,277
小計	7,723	10,000	△2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期（平成24年3月31日現在）

(千円)

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	359,540	146,101	213,438
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,614	10,000	△2,386
小計	7,614	10,000	△2,386
合計	370,636	159,101	211,534

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他（投資信託）	719,016	162,043	4,830

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	6,548,577	△495,939

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	636,624	740,560
(2) 未認識数理計算上の差異	△57,560	△59,792
退職給付引当金	579,063	680,768

3. 退職給付費用に関する事項

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	85,216	102,728
(2) 利息費用	7,954	9,549
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383	13,388
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218	38,960
退職給付費用	139,773	164,627

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(2) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年（各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	128,299	87,682
未払事業所税	6,141	5,792
賞与引当金	234,157	218,423
未払法定福利費	28,823	24,791
未払確定拠出年金掛金	2,739	2,607
減価償却超過額（一括償却資産）	3,039	5,496
減価償却超過額	36,256	150,369
繰延資産償却超過額（税法上）	139,027	47,261
退職給付引当金	235,678	243,845
役員退職慰労引当金	40,806	20,204
ゴルフ会員権評価損	5,577	2,138
投資有価証券評価損	763	4,410
関係会社株式評価損	1,556	121,913
その他有価証券評価差額金	—	678
貸倒引当金繰入額	—	—
繰延税金資産合計	862,867	935,615
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	57,474	—
繰延税金負債合計	57,474	—
差引繰延税金資産の純額	805,393	935,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98,284千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1)親会社及び法人主要株主等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 2名, 転籍 3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	687,972	未収投資 助言報酬	177,282

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	—	なし	増資の引 受	300,000	—	—

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	523,845	未払 費用	158,645
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	203,092	未払 費用	75,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,538,792	未払 手数料	108,444
								預金の預入 (純額)	112,401	現金・ 預金	524,914
								受取利息	156	未収 収益	-
	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	536,163	未払 手数料	89,649
								預金の引出 (純額)	1,524,876	現金・ 預金	11,047,758
								受取利息	7,802	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	—	—	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	198,967	未払 費用	94,085
								業務委託料 の支払	17,740	未払 費用	21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	—	—	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	5,500,000	金銭の 信託	5,967,344
								信託報酬の 支払	3,163		

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,548,354	未払 手数料	122,786
								預金の引出 (純額)	91,135	現金・ 預金	433,779
								受取利息	104	未収 収益	-
	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	450,766	未払 手数料	83,446
								預金の預入 (純額)	392,267	現金・ 預金	11,440,025
								受取利息	3,654	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	—	—	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	237,031	未払 費用	127,757
								業務委託料 の支払	15,140	未払 費用	6,373
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	—	—	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	1,000,000	金銭の 信託	6,548,577
								信託報酬の 支払	5,087		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	964,903円60銭	1,011,717円32銭
1株当たり当期純利益金額	185,611円60銭	142,163円33銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

	第28期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	10,242,702
金銭の信託	7,499,425
前払費用	92,263
未収委託者報酬	2,663,804
未収運用受託報酬	1,676,248
未収投資助言報酬	229,963
未収収益	208,987
繰延税金資産	353,360
その他	20,041
流動資産計	22,986,796
固定資産	
有形固定資産	410,173
建物	※ 1 154,028
車両運搬具	※ 1 3,761
器具備品	※ 1 141,266
建設仮勘定	111,117
無形固定資産	1,414,348
商標権	※ 1 336
ソフトウェア	※ 1 1,104,659
ソフトウェア仮勘定	301,872
電話加入権	7,148
電話施設利用権	※ 1 331
投資その他の資産	3,941,169
投資有価証券	352,985
関係会社株式	2,119,074
繰延税金資産	649,103
長期差入保証金	731,564
その他	88,442
固定資産計	5,765,691
資産合計	28,752,487

	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	90,304
未払金	1,586,848
未払収益分配金	670
未払償還金	84,932
未払手数料	1,045,061
その他未払金	456,184
未払費用	1,144,835
未払法人税等	1,153,892
未払消費税等	94,807
前受収益	4,645
賞与引当金	592,564
流動負債計	4,667,898
固定負債	
退職給付引当金	745,286
役員退職慰労引当金	83,600
固定負債計	828,887
負債合計	5,496,785
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,754,087
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	16,330,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,800,793
株主資本計	23,182,565
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	73,136
評価・換算差額等計	73,136
純資産合計	23,255,702
負債・純資産合計	28,752,487

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	11,666,848	
運用受託報酬	2,624,179	
投資助言報酬	432,133	
その他営業収益	323,176	
営業収益計		15,046,337
営業費用		
支払手数料	5,650,162	
広告宣伝費	74,513	
公告費	1,649	
調査費	2,242,409	
調査費	1,509,414	
委託調査費	732,994	
委託計算費	164,548	
営業雑経費	214,207	
通信費	12,777	
印刷費	185,164	
協会費	12,746	
諸会費	18	
支払販売手数料	3,500	
営業費用計		8,347,489
一般管理費		
給料	2,141,911	
役員報酬	120,924	
給料・手当	2,020,987	
交際費	16,251	
寄付金	2,693	
旅費交通費	89,758	
租税公課	49,433	
不動産賃借料	337,699	
退職給付費用	85,485	
固定資産減価償却費	※1 250,300	
福利厚生費	9,221	
修繕費	5,343	
賞与引当金繰入	592,564	
役員退職慰労引当金繰入	26,910	
機器リース料	23	
事務委託費	123,542	
消耗品費	30,045	
器具備品費	894	
諸経費	51,882	
一般管理費計		3,813,961
営業利益		2,884,886

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	4,243	
受取利息	1,821	
時効成立分配金	1,459	
為替差益	4,637	
雑収入	4,289	
営業外収益計		16,451
営業外費用		
金銭の信託運用損	48,384	
営業外費用計		48,384
経常利益		2,852,953
特別損失		
固定資産除却損	124	
特別損失計		124
税引前中間純利益		2,852,828
法人税、住民税及び事業税		1,135,292
法人税等調整額		△31,957
法人税等合計		1,103,335
中間純利益		1,749,493

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)
株主資本	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
評価・換算差額等	当期首残高	15,630,000
	当中間期変動額	700,000
	当中間期末残高	16,330,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	3,463,300
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△2,712,000
	別途積立金の積立	△700,000
純資産合計	中間純利益	1,749,493
	当中間期末残高	1,800,793
	利益剰余金合計	
	当期首残高	19,716,594
	当中間期変動額	△962,506
	当中間期末残高	18,754,087
	株主資本合計	
	当期首残高	24,145,072
	当中間期変動額	△962,506
	当中間期末残高	23,182,565
	その他の有価証券評価差額金	
	当期首残高	136,143
	当中間期変動額（純額）	△ 63,006
	当中間期末残高	73,136

	当期首残高	24,281,215
	当中間期変動額	△ 1,025,513
	当中間期末残高	23,255,702

[前へ](#)[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 車両運搬具 … 6年 器具備品 … 3～20年 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）		
※ 1. 固定資産の減価償却累計額	建物	…	526,485千円
	車両運搬具	…	1,162千円
	器具備品	…	509,550千円
	商標権	…	602千円
	ソフトウェア	…	871,599千円
	電話施設利用権	…	1,265千円

（中間損益計算書関係）

項目	第28期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	61,496千円
	無形固定資産	…	188,803千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,242,702	10,242,702	—
(2) 金銭の信託	7,499,425	7,499,425	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	272,739	272,739	—
資産計	18,014,867	18,014,867	—
(1) 未払法人税等	1,153,892	1,153,892	—
負債計	1,153,892	1,153,892	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	80,246
②関係会社株式	2,119,074
③長期差入保証金	731,564

- ①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。
- ③長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	262,099	146,101	115,997
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,454	3,000	454
小計	265,553	149,101	116,451
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,186	10,000	△2,814
小計	7,186	10,000	△2,814
合計	272,739	159,101	113,637

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	11,666,848	3,056,312	323,176	15,046,337

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
1株当たり純資産額	968,987円	59銭
1株当たり中間純利益金額	72,895円	54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
中間純利益	1,749,493千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,749,493千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
- a. 名称
みずほ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
平成24年3月末日現在 247,369百万円
- c. 事業の内容
日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

- (2) 投資顧問会社
- a. 名称
DIAM International Ltd
- b. 資本金の額
平成24年12月末日現在 400万ポンド
- c. 事業の内容
イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

- (3) 販売会社
販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。
(平成24年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社北海道銀行	93,524	日本において銀行業務を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社S B I 証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

DIAM International Ltdは、委託会社との投資一任契約に基づき、高金利ソブリン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付

(7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社は、DIAM International Ltdの株式を、100%保有しています。
その他委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年11月8日
有価証券報告書	平成24年11月8日
臨時報告書	平成24年9月18日、平成24年12月17日

独立監査人の監査報告書

平成25年3月21日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）の平成24年8月9日から平成25年2月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mバランス・インカム・オープン（毎月分配型）の平成25年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	山内 正彦
業務執行社員	士	印
指定有限責任社員	公認会計士	浅野 功
業務執行社員	士	印
指定有限責任社員	公認会計士	近藤 敏弘
業務執行社員	士	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)